

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成25年3月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	22	事業名	津波復興拠点整備事業(東地区)			事業番号	D-15-1
交付団体	南三陸町		事業実施主体(直接/間接)		南三陸町(直接)		
総交付対象事業費	2,078,280(千円)		全体事業費		4,745,640(千円)		
事業概要							
【対象地区】 志津川東地区 従来より、まちの新たな拠点となるように整備が進められている志津川地区の東側高台部に、既存の商工団地やベイサイドアリーナ等と一体となった、行政・産業・居住・交流のための施設の集積を図る。津波襲来時も、交通便利拠点となる国道45号線沿いの津波復興拠点と連携を図りながら、志津川市街地全体の都市機能を維持するための行政・医療拠点を整備する。 今回は工事費である。 なお、3月申請で調査、測量、計画費を配分済(59,900千円)。 また、6月申請で東地区東側(公益施設ゾーン周辺)の用地買収・補償費を配分済(61,560千円)。 そして、9月申請で実施設計費及び東地区西側の用地買収・補償費を配分済(178,580千円)。							
【申請内容】 (平成25~27年度) 工事費 A=17.2ha 4,445,600千円(うち今回申請分1,778,240千円)							
【今後の予定】 平成25年度に地区東側街区から順次、工事に着手する。							
年度別事業費							
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計	
交付対象事業費			1,778,240			1,778,240	
(南三陸町震災復興計画 60頁記載)							
当面の事業概要 (平成24年度)用地買収 A=14.2ha、物件補償 1式、実施設計 1式 (平成25~27年度)工事費 A=17.2ha							
東日本大震災の被害との関係 東日本大震災の被害は極めて甚大であり、これからの復興まちづくりを進めていくにあたり、被災し、壊滅的な打撃を受けた南三陸町役場や志津川病院等のまちの骨格となる施設を早期に復興する必要がある。							
関連する災害復旧事業の概要							
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。							
関連する基幹事業							
事業番号							
事業名							
交付団体							
基幹事業との関連性							

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成25年3月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	23	事業名	津波復興拠点整備事業(中央地区)			事業番号	D-15-2
交付団体	南三陸町		事業実施主体(直接/間接)		南三陸町(直接)		
総交付対象事業費	3,347,705(千円)		全体事業費		6,885,785(千円)		
事業概要							
【対象地区】 志津川中央地区 従来より、まちの新たな拠点となるように整備が進められている志津川地区の国道45号線沿い中央高台部に、新たなまちの交通拠点(駅前広場、交通センターなど)を配置するとともに、これらの交通利便性を活用した公共的施設(生涯学習センター、子育て拠点施設など)の整備を図る。 津波襲来時も、ベイサイドアリーナ周辺に整備する津波復興拠点と連携を図りながら、志津川市街地全体の都市機能を維持するための交通利便拠点を整備する。 今回は実施設計費及び工事費である。 なお、3月申請で調査、測量、計画費を配分済(59,900千円)。 また、9月申請で用地買収・補償費を配分済(862,200千円)。							
【申請内容】 (平成25年度) 実施設計費 14.7ha 66,885千円(今回申請分) (平成25~27年度) 工事費 A=14.7ha 5,896,800千円(うち今回申請分2,358,720千円)							
【今後の予定】 埋蔵文化財の調査(約1年)を終えて、平成25年度中旬から工事に着手する。							
年度別事業費							
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計	
交付対象事業費			2,425,605			2,425,605	
(南三陸町震災復興計画 60頁記載)							
当面の事業概要 (平成24年度)用地買収 A=14.3ha、物件補償 1式 (平成25~27年度)実施設計 1式、工事費 A=14.7ha							
東日本大震災の被害との関係 東日本大震災の被害は極めて甚大であり、これからの復興まちづくりを進めていくにあたり、被災し、壊滅的な打撃を受けた交通・利便拠点等まちの骨格となる施設を早期に復興する必要がある。							
関連する災害復旧事業の概要							
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。							
関連する基幹事業							
事業番号							
事業名							
交付団体							
基幹事業との関連性							

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	41	事業名	水産加工場等施設整備事業			事業番号	C-7-1
交付団体	南三陸町		事業実施主体(直接/間接)		南三陸町(直接)		
総交付対象事業費	5,675,908(千円)		全体事業費		7,574,142(千円)		
事業概要							
<p>民間団体等による水産加工場の再生を支援し、町の基幹産業である水産業の復興・雇用の場の確保を図る。支援先の民間団体等は、町が公募し、町内で水揚げされる水産物の高付加価値化・ブランド化に貢献できる業種・業態を中心に、持続的な雇用が見込める団体を選定する。</p> <p>公募は前期(平成24及び25年度(2回))と後期(平成26年度)で合計4回に分けて行い、特に後期は産業用地の造成が完了する志津川市街地等の産業ゾーンや施設誘致ゾーンへの立地を進める。</p> <p>【対象】 被災企業による工場再建、町外からの新規立地</p> <p>【選定数等】 前期、後期合わせて15件程度。(全部で240名程度の雇用創出を目標とする。) ※カキ・ホタテ・ウニ・ワカメ・地魚などの加工処理施設、地魚直販施設、カキ殻処理施設等を想定。</p> <p>【公募の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町の震災復興計画及び関連施策に基づく施設を町内整備予定であること。 ・水産物加工処理施設の整備にあつては、事業開始から5年後までに、県内の水産物を仕入金額の50%以上を安定的に調達すること。(町内水産物についても仕入れ金額の10%以上を安定的に調達する努力義務) ・適正な資金調達及び償還計画が策定されており、かつ、これらの計画が確実に実行されることが見込まれること。 ・整備予定の施設の能力及び規模が、地域の生産高と照らし適正であること。 ・整備予定施設の費用便益分析が1以上であること。 ・水産物加工処理施設にあつては、HACCP対応施設を整備予定であること。 ・町が進める海・山の環境認証制度の取得に協力する意思があること。 ・町民の雇用を積極的に促進すること。 							
年度別事業費							
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計	
交付対象事業費	0	0	1,879,440	0	0	1,879,440	
(南三陸町震災復興計画73~75頁記載)							
当面の事業概要							
<p><平成24・25年度> <u>公募回数 24年度-1回、25年度-2回</u></p> <p>公募により各回4社程度の事業者を選定の上、水産加工場等の再建支援及び200名程度の新規雇用を創出する。町内水産加工流通業者へのヒアリング調査の結果、本事業への着手が即可能な事業者が、当初の町の想定よりも多いことから、特に25年度は2回の公募機会を設けることで復興への取組をさらに加速化する。</p> <p><平成26年度> <u>公募回数 1回</u></p> <p>公募により4社程度の事業者を選定し、町が整備する産業用地を中心に水産加工場等の立地を進め、40名程度の新規雇用を創出する。なお、町内の水産加工流通業者約40社のうち、現段階で、自前で事業用地を確保できるものは、10数社程度にとどまっていることから、町でこうした産業用地を整備・提供する必要性は極めて高い。</p>							
《被害の状況》							
<p>津波により、町内の多くの水産加工業者が被災し、雇用の場が失われた。建物・設備の被害額は90億円以上と見積もられる。</p> <p>製造業に該当する水産加工場のうち、2/3程度の事業者は、水産庁や中小企業庁の補助金等あるいは中小機構の仮設工場制度を利用するなどして加工場を再建しているが、仮設工場の場合は本設が必要である。</p> <p>また、再建した施設も取扱品目や取扱量は限られ、生産額は震災前の約265億円から約118億円程度(約45%)に落ち込んだままとまっている。少なくともこれまで漁業者が行っていたカキやウニなどの水産物の1次処理も、施設が流出したことにより処理能力が極端に低下している。今後、震災前の生産額に回復していくことを目標に、町内で水産加工場等の整備を進めていく必要がある。</p>							
<p>水産加工場の多くは海水を導入する設備が必須であり、立地は海岸付近となる。防潮堤等の災害復旧の計画は、26年度上期より着工される予定である。また、町が整備する産業用地は、25年度中に仮換地指定を行い、26年度下期にまちびらきを予定している。このため、26年度の本事業の実施に向け、25年度第1四半期から、これら関係事業間での調整を進める。(別紙工程表参照)</p>							
関連する基幹事業							
事業番号							
事業名							
交付団体							
基幹事業との関連性							

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成25年3月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	48	事業名	緊急防災空地整備事業(都市再生区画整理事業)	事業番号	D-17-2
交付団体	南三陸町		事業実施主体(直接/間接)	南三陸町(直接)	
総交付対象事業費	610,000(千円)		全体事業費	610,000(千円)	

事業概要

【対象地区】 志津川地区

「志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業」の実現に向けて、緊急防災空地整備事業の活用により、早期再建希望者の用地買収を行い、事業実施時の公共用地に充当し、事業を円滑かつ迅速に進める。

今回は、事業区域(A=60.2ha)の減価買収相当面積の範囲内である1.95haを計上する。

なお、6月申請で用地買収 A=1.0haを配分済(200,000千円)。

【申請内容】

(平成25年度)

用地買収 A=1.95ha 410,000千円(今回申請分)

【今後の予定】

平成25年度早期の土地区画整理事業認可までに用地買収を完了する。

年度別事業費	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
交付対象事業費			410,000			410,000

(南三陸町震災復興計画 60頁記載)

当面の事業概要

(平成25年度)用地買収 A=1.95ha

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災の被害は極めて甚大であり、中心市街地を形成していた街が壊滅した。住宅は防災集団移転促進事業などを活用して高台に移転するが、防集事業で買収された町有地が分散的に発生することになり、区画整理事業により用地の集約を行い、土地の有効活用を図る。

なお、当該事業は河川整備や国道整備等により従後の公共用地率が高くなるため、減価補償金地区となる。よって、緊急防災空地整備事業の活用により、円滑かつ迅速な被災市街地復興事業を促進する。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成25年3月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	76	事業名	災害公営住宅整備事業(戸倉地区)	事業番号	D-4-7
交付団体	南三陸町		事業実施主体(直接/間接)	南三陸町(直接)	
総交付対象事業費	629,957(千円)		全体事業費	2,483,946(千円)	

事業概要

戸倉地区

自立再建が難しい町民を対象に高台等の安全な宅地に恒久住宅を早期に確保する。

【現状】

- ・半壊以上の家屋被害は3,311戸(うち戸倉地区524戸)
- ・災害査定において災害公営住宅1,000戸については承認済み
- ・町民の住まいに関する意向調査(12/5~1/20)を踏まえ、平成24年3月末に整備計画を作成済み

【整備計画】

- ・平成24年7月に実施した意向調査の結果により全体の建設戸数を930戸とした。
- ・災害公営住宅の入居対象者は、東日本大震災により住宅が全壊又は半壊(修繕が難しく住宅を撤去した場合)した者とする。
- ・戸倉地区については、早期着工の観点から寄付を受け町有地となった戸倉沖田地区の高台を事業用地とし、防集団地と近接する位置に85戸を整備する。

【当申請における内容】

- ・戸倉地区(用地は町有地)における災害公営住宅の整備にかかる建築設計委託料及び造成費

年度別事業費	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
交付対象事業費			601,323			601,323

(南三陸町震災復興計画 60頁記載)

当面の事業概要

<平成24年度>

基本計画の策定(国交省住宅局直轄調査)と造成設計を行う。

<平成25年度>

基本計画に基づき建築設計を実施し、並行して造成工事を行う。

東日本大震災の被害との関係

- ・町全域に亘って壊滅的な震災被害を受けた。
- ・住宅のうち全壊は3,142戸(震災前戸数5,418戸の58%)、半壊は169戸(同3%)に及び、被災者は58団地2,195戸の応急仮設住宅で不便な暮らしを強いられている。
- ・既存公営住宅400戸のうち262戸が流失。
- ・被災者に対して早期に恒久住宅を提供する必要がある。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成25年3月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	82	事業名	集落高台移転事業(防災集団移転促進事業)	事業番号	D-23-21
交付団体	南三陸町		事業実施主体(直接/間接)	南三陸町(直接)	
総交付対象事業費	4,675,942(千円)		全体事業費	5,443,102(千円)	

事業概要

【対象地区】戸倉地区(戸倉)

町の復興計画で目指す「安心して暮らし続けられるまちづくり」の実現を図るため、町民の津波で被災した地区からの集団移転のための安全な居住地を確保する。

【当申請における内容】

集落の高台移転に関する合意形成が図られた「戸倉」について、平成25年度から住宅団地用地造成、公共施設整備等を行う。

【事業概要】

- ・移転先用地:9.40ha、対象戸数:125戸
(戸倉団地 移転先用地:8.51ha、対象戸数:112戸)
- ・西戸団地 移転先用地:0.89ha、対象戸数13戸)
- ・移転促進区域用地(買取)16.08ha、対象戸数:272戸

年度別事業費	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
交付対象事業費		224,184	3,204,200			3,428,384

当面の事業概要

<平成24年度>

用地買収等(移転促進区域)

<平成25年度>

住宅団地用地造成+公共施設整備等

東日本大震災の被害との関係

当町の復興計画は、土地利用について「なりわいの場所は様々であっても、住まいは高台に」を基本としている。その中心的事業が防災集団移転促進事業であり、被災した町全体の各集落で合意形成を図った地域から、事業計画の国土交通省大臣の同意を受け、事業に着手する。

当該地区においては、本年度実施中の測量、設計等に基づき、円滑な事業推進を行う。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成25年3月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	87	事業名	災害公営住宅整備事業(柘沢地区)			事業番号	D-4-8
交付団体	南三陸町		事業実施主体(直接/間接)		南三陸町(直接)		
総交付対象事業費	618,701(千円)		全体事業費		618,701(千円)		
事業概要							
柘沢地区 自立再建が難しい町民を対象に高台等の安全な宅地に恒久住宅を早期に確保する。 【現状】 ・半壊以上の家屋被害は3,311戸(うち歌津地区726戸) ・災害査定において災害公営住宅1,000戸については承認済み ・町民の住まいに関する意向調査(12/5~1/20)を踏まえ、平成24年3月末に整備計画を作成済み 【建設計画】 ・平成24年7月に実施した意向調査の結果により全体の建設戸数を930戸とした。 ・災害公営住宅の入居対象者は、東日本大震災により住宅が全壊又は半壊(修繕が難しく住宅を撤去した場合)した者とする。 ・柘沢地区については、既存住宅団地や商業施設に近く、生活の利便性のよい当該地を事業用地として選定し、21戸を整備する。 【当申請における内容】 ・柘沢地区における災害公営住宅の整備(測量調査、用地購入、設計、造成、住宅建設)							
年度別事業費							
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計	
交付対象事業費			134,267	484,434		618,701	
(南三陸町震災復興計画 60頁記載)							
当面の事業概要							
<平成24年度> 用地を確定し、基本計画を策定する。							
<平成25年度> 測量調査及び用地購入、造成設計を行う。 基本計画に基づき建築設計を実施し、造成工事を実施。さらに建築工事に着手する。							
東日本大震災の被害との関係							
・町全域に亘って壊滅的な震災被害を受けた。 ・住宅のうち全壊は3,142戸(震災前戸数5,418戸の58%)、半壊は169戸(同3%)に及び、被災者は58団地2,195戸の応急仮設住宅で不便な暮らしを強いられている。 ・既存公営住宅400戸のうち262戸が流失。 ・被災者に対して早期に恒久住宅を提供する必要がある。							
関連する災害復旧事業の概要							
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。							
関連する基幹事業							
事業番号							
事業名							
交付団体							
基幹事業との関連性							

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成25年3月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	88	事業名	被災市街地復興土地区画整理事業(都市再生区画整理事業)			事業番号	D-17-3
交付団体	南三陸町		事業実施主体(直接/間接)		南三陸町(直接)		
総交付対象事業費	1,640,400(千円)		全体事業費		4,101,000(千円)		
事業概要							
<p>【対象地区】志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業 A=60.2ha 本事業は、地震と津波によって被災した市街地において、防災を主眼とした一体的な都市基盤の再編・整備を行い、安全でより魅力的な拠点の市街地に再生していくことを目的とする。 復興推進計画において低地部での居住を制限し、商業・観光ゾーン、水産加工業などを中心とした産業ゾーン、新たな発展につながる拠点施設誘致ゾーンや公益的施設ゾーンとしての整備が計画されていることから、それらの土地利用計画に沿った都市基盤の整備を図る。 また、市街地の安全性を高めるために、八幡川と新井田川に堤防を配備した河川整備を同時に行うとともに、避難路のより安全性向上への計画方針に基づき、国道45号の路線位置及び新井田川の河道位置の入れ替えを図り、併せて復興推進計画での土地利用計画の効果的促進を図るために変更配備する。 なお、住居を全面的に高台に移転することを目的とした防災集団移転促進事業などにより、移転跡地が分散的に発生することが想定されるため、土地区画整理換地手法の有意義性を利用して、宅地の再編・集約を図り、土地の有効利用を促進する。</p> <p>【申請内容】 (平成25~27年度) 区画道路築造 L=8,657m 2,679,000千円、特殊道路築造 L=183m 38,000千円 公園・緑地整備 A=46,951㎡ 654,000千円、その他工事費 1式 386,000千円 移転費 1戸 10,000千円、移設費 1式 334,000千円 計 4,101,000千円</p> <p>【今後の予定】 平成25年度早期に事業認可を受けて、年度後半に仮換地指定を行う。 工事等については、地権者から起工承諾を取って、仮換地指定前に着手する。</p>							
年度別事業費							
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計	
交付対象事業費			1,640,400			1,640,400	
(南三陸町震災復興計画 60頁記載)							
当面の事業概要							
(平成25~27年度)区画道路築造 L=8,657m、特殊道路築造 L=183m、公園・緑地整備 A=46,951㎡、建物移転 1戸、移設費 1式、その他工事 1式							
東日本大震災の被害との関係							
東日本大震災の被害は極めて甚大であり、中心市街地を形成していた街が壊滅した。住宅は防災集団移転促進事業などを活用して高台に移転するが、防集事業で買収された町有地が分散的に発生することになり、区画整理事業により用地の集約を行い、土地の有効活用を図る。							
関連する災害復旧事業の概要							
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。							
関連する基幹事業							
事業番号							
事業名							
交付団体							
基幹事業との関連性							

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成25年3月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	89	事業名	災害公営住宅駐車場整備事業(入谷地区)			事業番号	◆D-4-1-1
交付団体	南三陸町		事業実施主体(直接/間接)		南三陸町(直接)		
総交付対象事業費	10,480(千円)		全体事業費		10,480(千円)		
事業概要							
入谷地区 自立再建が難しい町民を対象に高台等の安全な宅地に恒久住宅を早期に確保する。 【現状】 ・半壊以上の家屋被害は3,311戸 ・災害査定において災害公営住宅1,000戸については承認済み ・町民の住まいに関する意向調査(12/5~1/20)を踏まえ、平成24年3月末に整備計画を作成済み 【当申請における内容】 ・入谷地区の災害公営住宅(51戸)の整備にあわせて、同じ敷地内で入居者の居住環境向上のため駐車場の整備を行う。 ・南三陸町では公共交通の利便性が悪いため、多くの町民が日常生活において車を使用している。通勤のみならず普段の買物や通院にも車が必要であり、2人以上の世帯では複数の車を所有せざるを得ない場合も多い。こうした状況から、十分な台数の駐車スペースを確保する必要がある。 ・駐車場整備台数の考え方 集合住宅については既存町営住宅の状況を勘案し、1.5台/戸を基本とする。42戸 × 1.5 ≒ 62台 戸建住宅については、入居者の人数を4人以上としていることから2台/戸を基本とする。9戸 × 2 = 18台 合計 80台							
年度別事業費							
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計	
交付対象事業費			10,480			10,480	

(南三陸町震災復興計画 60頁記載)

当面の事業概要

<平成25年度>

災害公営住宅の整備とあわせて駐車場整備を行い、竣工した災害公営住宅とともにUR都市機構から買い取る。

東日本大震災の被害との関係

- ・町全域に亘って壊滅的な震災被害を受けた。
- ・住宅のうち全壊は3,142戸(震災前戸数5,418戸の58%)、半壊は169戸(同3%)に及び、被災者は58団地2,195戸の応急仮設住宅で不便な暮らしを強いられている。
- ・既存公営住宅400戸のうち262戸が流失。
- ・被災者に対して早期に恒久住宅を提供する必要がある。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	D-4-1
事業名	災害公営住宅整備事業(入谷地区)
交付団体	南三陸町

基幹事業との関連性

災害公営住宅の建設にあわせて入居者用の駐車場を整備することにより、効率的に工事を行うことができるほか、被災者の入居時に駐車場が整備されていることで、入居者の利便性が向上し、住まいと暮らしの早期復興に資することになるため、本事業を災害公営住宅整備事業の効果促進事業として実施するものである。

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成25年3月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	90	事業名	災害公営住宅駐車場整備事業(名足地区)			事業番号	◆D-4-2-1
交付団体	南三陸町		事業実施主体(直接/間接)		南三陸町(直接)		
総交付対象事業費	7,205(千円)		全体事業費		7,205(千円)		
事業概要							
入谷地区 自立再建が難しい町民を対象に高台等の安全な宅地に恒久住宅を早期に確保する。 【現状】 ・半壊以上の家屋被害は3,311戸 ・災害査定において災害公営住宅1,000戸については承認済み ・町民の住まいに関する意向調査(12/5~1/20)を踏まえ、平成24年3月末に整備計画を作成済み 【当申請における内容】 ・入谷地区の災害公営住宅(33戸)の整備にあわせて、同じ敷地内で入居者の居住環境向上のため駐車場の整備を行う。 ・南三陸町では公共交通の利便性が悪いため、多くの町民が日常生活において車を使用している。通勤のみならず普段の買物や通院にも車が必要であり、2人以上の世帯では複数の車を所有せざるを得ない場合も多い。こうした状況から、十分な台数の駐車スペースを確保する必要がある。 ・駐車場整備台数の考え方 集合住宅については既存町営住宅の状況を勘案し、1.5台/戸を基本とする。28戸 × 1.5 ≒ 45台 戸建住宅については、入居者の人数を4人以上としていることから2台/戸を基本とする。5戸 × 2 = 10台 合計 55台							

年度別事業費						
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
交付対象事業費			7,205			7,205

(南三陸町震災復興計画 60頁記載)

当面の事業概要							
<平成25年度> 災害公営住宅の整備とあわせて駐車場整備を行い、竣工した災害公営住宅とともにUR都市機構から買い取る。							
東日本大震災の被害との関係							
・町全域に亘って壊滅的な震災被害を受けた。 ・住宅のうち全壊は3,142戸(震災前戸数5,418戸の58%)、半壊は169戸(同3%)に及び、被災者は58団地2,195戸の応急仮設住宅で不便な暮らしを強いられている。 ・既存公営住宅400戸のうち262戸が流失。 ・被災者に対して早期に恒久住宅を提供する必要がある。							
関連する災害復旧事業の概要							

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業							
事業番号	D-4-2						
事業名	災害公営住宅整備事業(名足地区)						
交付団体	南三陸町						
基幹事業との関連性							
災害公営住宅の建設にあわせて入居者用の駐車場を整備することにより、効率的に工事を行うことができるほか、被災者の入居時に駐車場が整備されていることで、入居者の利便性が向上し、住まいと暮らしの早期復興に資することになるため、本事業を災害公営住宅整備事業の効果促進事業として実施するものである。							